名南東支部

人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

名南東支部だより

VOL 109

2026／10



令和８年度地域事業について

瑞穂区民まつり・昭和区区民まつり・まつり天白に協賛いたします

協会本部で行っている不動産無料相談のPR活動及びシンボルマーク（ハトマーク）の啓蒙活動を目的とし、地域の一般消費者への宅建協会に対する認知ならびに理解のため実施しています。

今年度は、アジア大会開催の影響のため、各区民まつりの日程が例年とはちがっております。

皆さんお誘合わせの上、各会場にお越しください。

「瑞穂　区民まつり」に協賛
日時：令和8年11月7日(土)　10:00～15:00
場所：名古屋市博物館前庭・駐車場

「昭和区区民まつり」に協賛
日時：令和8年11月15日(日)　10:30～15:00
場所：鶴舞公園（奏楽堂・噴水塔周辺）

「まつり　天白　2026」に協賛
日時：令和8年12月5日(土)　10:00～14:00
場所：天白公園





★合同ブロック懇談会開催について

令和９年１月１８日（月）～２月５日（金）の間に開催いたします。

【ブロック組合せ】

東郷町・天白区	1ブロック・2ブロック・3ブロック・4ブロック・5ブロック・6ブロック・7ブロック
昭和区	8ブロック・9ブロック・１１ブロック・１０ブロック・１２ブロック
瑞穂区	１３ブロック・１４ブロック・１５ブロック・１６ブロック

今年度、名南東支部の区対応の合同ブロック会を開催です。所属ブロックの支部幹事より開催のご案内をＦＡＸ等でお送りいたします。

予告！名南東支部　３０周年記念講演会開催について

令和９年３月の新支部設立から満３０年を迎え、令和９年度支部通常総会に合わせ、３０周年記念講演会を開催いたします。

記念講演会には、皆様ご存知の元中日ドラゴンズ 川上 憲伸 氏を講師にお迎えする予定です。

◇　日　時　　令和９年４月２３日（金）　午後４時３０分　～　５時３０分
◇　場　所　　ＡＮＡクラウンプラザホテルグランコート名古屋
　　名古屋市中区金山町１丁目１-１

「月刊不動産流通」2024年11月号より転載

月刊不動産流通のお申し込みは

vol.502

国土交通省 不動産・建設経済局不動産業課

関連法規

ICT機器を活用した標識等の掲示に係る「宅建業法の解釈・運用の考え方」の改正について教えてください。Q&A

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、「宅建業法」）においては、宅地建物取引業者（以下、「宅建業者」）が業務を行う事務所等ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通大臣が定めた報酬の額や免許を受けた宅建業者であることを示す標識を掲示することが定められているところ、令和6年7月、これらの掲示について、一定の要件を満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行っても差し支えない旨を明確化する宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第３号。以下、「ガイドライン」）の改正を行いました。今回は、この改正内容について解説します。

従来のガイドラインにおいては特段記述しておりませんでしたが、今般の**ガイドラインの改正により、書面ではなくデジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、一定の要件（報酬の額については以下の⑴・⑵、標識については以下の⑴～⑶までの全ての要件）を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、報酬の額又は標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えないことを明記**しました。

⑴宅建業者の営業時間内その他の公衆が必要なときに報酬の額又は標識を確認できるものであること。

⑵当該デジタルサイネージ等において報酬の額又は標識を確認することができる旨の表示が常時分かりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない）。

⑶宅建業者が一団の宅地建物の分譲をする場合における当該宅地又は建物の所在する場所に掲示される標識（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、「規則」）別記様式第11号及び別記様式第30号）については、宅建業者の営業時間内のみならず営業時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること（標識を設置する場所が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、営業時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、営業時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることが可能）。

なお、標識の様式については、規則に定める標識の様式（別記様式第9号から別記様式第11号の3まで及び別記様式第27号から別記様式第30号まで）によることに留意する必要があります。

〈文責：島田一輝〉